

平成15年3月3日

長野県知事 田中 康夫 様

長野県治水・利水ダム等検討委員会

委員長 宮地 良彦

上川における総合的な治水・利水対策について(答申)

当委員会は、長野県知事からの諮問を受けた上川について、平成13年6月25日より審議を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って上川部会を設置した。上川部会は平成14年4月23日から始まる14回の部会審議(うち現地検討会2回)と1回の公聴会を経て、「上川部会報告」(以下「部会報告」という)を取り纏めた。委員会は平成14年12月25日にこれを受理し、一級河川上川の治水・利水対策について部会報告をもとに検討を重ねた。

委員会意見として以下のとおり答申する。

上川流域における今後の治水・利水対策について - 総合的判断 -

上川の治水・利水対策及びその周辺問題について、委員会の総合的判断は以下のとおりである。

1. 蓼科ダム建設計画は、今なお地元住民の十分な合意が得られているとは言い難く、しかも環境への負荷は極めて大きいものと予想される。また広大な上川流域の特性を活かし、自然や景観に配慮した河川整備の推進は、多くの地元住民の願うところでもある。一方、実質的な治水・利水の向上は、住民と行政の連携のもと、多くの知恵と様々な工夫によって実現するものと判断する。よって蓼科ダム建設計画は中止とし、本流域の治水及び利水は、流域全体を視野に入れた総合的対策によって実施すべきである。
2. 治水計画については、最終的に 1/100 確率の治水安全度によることとするが、当面の河川改修は、およそ 1/50 確率の治水安全度によって対応し、これに流域対策として水田、遊水地・溜池、森林等による雨水の流出抑制・貯留機能の効果を積極的に取り入れるも

のとする。特に河川整備においては、通常の維持管理は着実に実施すべきで、弱堤部及びその他住民の生命・財産に影響を及ぼすと思われる危険個所の整備は最優先に位置付けるべきである。また、流出抑制機能としての水田利用は新たな試みであり、その検証と協力体制、被害時の責任・補償問題などの課題があるが、地域住民の積極的な参画によって具現化されんことを強く願うものである。なお基本高水流量については、その算定のためのより正確なデータを長期的に収集し、流出計算の再検討も含めて精度の高い河川計画が策定されるよう強く要望する。

3. 利水計画については、整備済みほ場の一部に水不足が予想されるため、その解消策として上流部に溜池の設置が望まれる。
4. (株)長谷工コーポレーション(蓼科ダム開発株式会社)の負担金返還問題は、多くの未確定部分を含んでいるため、今後の対応については県に一任し、県と(株)長谷工コーポレーション(蓼科ダム開発株式会社)との協議による解決を期待する。
5. 以上の流域総合対策計画は、地域住民と行政との緊密な協力によりはじめて実現できるものとする。上川部会後の展開として、新たに「流域協議会」なるものが設置され、上川流域の豊かな自然と人間の叡智が融合し、まさに共生の総合力によって治水・利水の向上に繋がることを切に望むところである。

なお流域総合対策計画の詳細については、添付資料『長野県治水・利水ダム等検討委員会 上川部会報告』に示してあるとおりである。

総合的判断に至った理由

委員会での審議は、部会報告に示された理念及び対応策をもとに検討が行われた。総合的な治水対策については、特に流域の自然的・社会経済的特徴の理解や基本高水問題、水田貯留の可能性などについて多くの時間を割き、さらに今後の流域対策の取り組みの方向性や住民と行政のあり方について議論した。

1. 上川の治水計画について

現在の上川の治水計画は、100年に1回程度起こりうる規模の降雨を想定して計画されており、上川の基本高水流量を神橋基準点において $1,120\text{m}^3/\text{s}$ とし、これに基づいた河川の流下能力(神橋より上流)について、蓼科ダムによる流量調節と河川改修によって確保しようとするものである。

上川の治水計画についての委員会意見は、次のとおりである。

- 1) 上川は幾多の支川を擁する広大な流域面積を持ち、治水計画はその地形的広がりと土地利用形態の特徴を活かして、流域全体を視野に入れた検討がなされるべきである。
- 2) 上川流域は以前より観光開発が進んできたが、残された自然は地域住民はもとより、多くの県民にとっても貴重な財産である。この良好な自然を維持・保全することは関係者全ての責務である。
- 3) 上川流域は、長大な八ヶ岳連山の裾野に源流域をもつ。そこは、溶岩類・火砕岩類からなる台地で、降雨は岩屑類の間に浸透し、流出することなく地下水として貯留される。こうした源流域の特性を再認識する必要がある。
- 4) 流域の大きさや下流域の資産集積状況から、治水安全度 1/100 確率を採用することは妥当と判断するが、当初計画の流出量の算定に用いたデータの信頼性と処理方法には、なお多くの疑問がある。上記3)の流域特性も合わせて考慮し、基本高水流量の再検討が望まれる。
- 5) 現在の河川改修計画は、神橋より上流のみの計画である。神橋から河口及び取翻川と連結する宮川の河川改修計画も同様に検討すべきである。また河川改修は、自然環境に十分配慮することが望ましい。
- 6) 豪雨時の水田に「流出抑制機能」を持たせる発想は、ユニーク性は評価できるものの全国的にも実践例がなく、確実な効果を実現するには様々な課題を乗り越えなければならないと思われる。そのためには一定期間の調査・検討を実施する新たな検討組織が必要と考える。
- 7) 森林は流域の相当部分を占めるものであり、その合理的な育成は豪雨時の流出の抑制及び平準化に重要な役割を果たすものと考ええる。

2. 上川の利水計画について

現在の上川流域の利水状況は、ダム計画地点より下流においては農業用施設が 24 箇所（慣行水利が 14 箇所、許可水利が 10 箇所）、電力会社による発電用取水が 2 箇所ある（宮川流域は除く）。また溜池が合計 28 箇所設置されており、最大の溜池は有効貯水量 112 万 m^3 の白樺湖である。現在、県による利水計画は示されていないが、ダム建設に伴う残土を持ち込む予定であった豊平ほ場整備事業が進行しており、この整備済みほ場の一部において農業用水の不足が指摘されている。

委員会においては、この不足する農業用水について検討をおこなった。

上川の利水(農業用水)についての委員会意見は次のとおりである。

茅野市の南部地域は、常習のかんばつ地帯であり農業用水が十分でないため、農業者の水不足に対する懸念は深刻であり、溜池の建設などの対応策が必要と考える。

3.その他について

3-1 (株)長谷工コーポレーションの開発計画

茅野市と(株)長谷工コーポレーションは、第3セクター「蓼科ダム開発株式会社」を設立し、地域整備ダム事業のリポート開発に伴う流出増対策分として事業費の4.2%(11億7,600万円)を負担する協定を結んだ。これまでの負担額は8億6,652万円となっているが、(株)長谷工コーポレーションからはダム建設中止の場合、この負担分の返還の要望が出されている。

この問題に関する委員会意見は次のとおりである。

負担額の返還については、企業の内部的問題にかかわる部分が多分に含まれ、またその返済方法についても不測の点が多々あり、治水・利水を主体に扱う委員会としての議論にはなじまず、県に一任するほかはない。

3-2 住民組織(協議会)の設立

部会報告では、上川流域の今後の環境保全や治水・利水の向上を進めるにあたって、住民と行政が連携を強化した住民主体の組織作りが必要であるとして、そのための「流域協議会」の早期設立が強調されている。

これに関する委員会意見は次のとおりである。

長時間を費やして地元住民の参加により進められた部会審議は、これからの流域対策のあり方に貴重な方向性を示している。治水・利水問題はなお多くの解決すべき課題を残しており、部会審議の終了がこれからの実践的取り組みの始まりでもあるといえる。ひとつ一つの問題を解決していくためには、地元住民が主体的に参加する議論の場が不可欠と判断され、早い時期における「流域協議会」等の立ち上げが望まれる。

以上

長野県治水・利水ダム等検討委員会審議状況

1 第1回委員会 (平成13年6月25日)

1) 委員長選出

委員の互選により、宮地委員を委員長に選出

2) 諮問

9河川流域を一括諮問

3) 議事内容

幹事から諮問河川の現状説明(流域の地勢、雨量、過去の洪水被害、河川の流下能力、利水の現況等)

委員から河川現況図、森林状況、地質等の資料要求

早急に9河川流域の現地調査を実施

9河川に部会を設置する方針

2 現地調査 (7月18日～8月8日)

9河川流域において、委員による流域の調査を実施

現地調査の中で、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることについて、議会からの要請の経過等を説明

3 第2回委員会 (8月20日)

1) 議事内容

現地調査結果

委員会のあり方

部会設置

2) 次回委員会での検討事項

9河川流域の論点整理

委員会と部会の役割分担

4 第3回委員会 (9月20日)

1) 議事内容

9河川流域の論点整理

今後の委員会運営について

・議会の付帯決議等を踏まえ、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることを幹事長から説明

・ワーキング・グループの設置

主要な論点である「基本高水」「財政」「森林」「利水」については、委員会にワーキング・グループを置き、各2～4名の委員と県の関係部局とで集中的に検討

・部会の設置

特に緊急性の高い浅川部会(石坂部会長以下6名)、砥川部会(宮澤部会長以下6名)を先行して設置

2) 次回委員会での検討事項

- 他の7河川流域の部会設置について
- 各ワーキング・グループからの報告について
- 基本高水流量について

5 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月1日)

部会特別委員の選考について、委員長及び部会長からの意見聴取

6 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月9日)

1) 知事から委員長への要請

- ・ 浅川流域を、平成14年3月31日をひとつの目処に、審議いただくよう要請
砥川流域についても、検討委員会の審議を阻害しない範囲で、出来る限り早く審議の結論をいただくよう要請

2) 部会特別委員の選考について

- ・ 公募の人数、参加資格、期間などについて確認
- ・ 公募による住民以外の特別委員は、委員長及び部会長と相談し選考

7 現地調査 (10月9日～11日)

浅川、砥川流域において、委員による調査を実施

8 浅川、砥川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

- 各10名程度の特別委員を公募(10月10日～24日)
- 応募状況 浅川48名 砥川39名
- 選考結果 浅川10名 砥川11名を選定(11月14日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

- 関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町村長あて依頼(10月19日)
- 浅川3名 砥川2名を決定(11月14日)

9 第4回委員会 (11月27日)

1) 報告

- 知事からの要請について、委員長から報告
- 部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告
- 基本高水、財政、森林、利水の各ワーキンググループからの報告

2) 議事内容

- 基本高水流量についての説明及び質疑
- 浅川及び砥川以外の河川流域について
 - ・ 浅川及び砥川部会の審議を集中的に進め、その他の流域は、引き続き部会設置に向けて検討

3) 次回委員会での検討事項

他の7河川流域の部会設置について
各ワーキンググループからの報告について

10 第5回委員会 (12月26日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

2) 議事内容

緊急度の高い「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会を平成14年4月を目途に設置することを決定

残りの4河川流域については、部会設置に努力することを確認

11 第6回委員会 (平成14年1月28日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

- 利水、森林、財政の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会に属する委員と部会長を選出

12 委員長及び部会長からの意見聴取(2月3日)

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

13 黒沢川、郷土沢川、上川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募(2月14日~3月6日)

応募状況 黒沢川45名 郷土沢川23名 上川44名

選考結果 黒沢川10名 郷土沢川9名 上川10名を選定(4月11日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町村長あて依頼(2月14日)

黒沢川5名 郷土沢川1名 上川2名を決定(4月11日)

14 第7回委員会 (2月18日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

- 基本高水、利水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

部会における課題等について

3部会(郷土沢川・黒沢川・上川)進行状況と残り4河川の部会について

3)決定事項

4月以降について浅川部会の状況を考慮する

15 委員長から知事への報告(2月26日)

3月末の答申は少しずれ込む旨を報告

16 知事から委員長への要請(3月22日)

2月県議会において、答申期限を設けるよう要請があったことを踏まえ、検討委員会自らの議論の中で答申期限を設定してほしい旨を要請

17 第8回委員会(3月27日)

1)報告

知事からの答申時期に関する要請について、委員長から報告
基本高水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告
浅川及び砥川部会の経過報告

2)議事内容

砥川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3)決定事項

浅川、砥川の検討については、第9回及びそれ以降とし、答申時期は5月上旬を目処とする

残り7河川の答申時期は平成15年度の予算要求期限である11月頃を一つの目処とし、部会でも議論し確認していく

18 第9回委員会(4月11日)

1)報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の特別委員選考結果報告
財政、基本高水の各ワーキンググループからの検討状況報告

2)議事内容

浅川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3)決定事項

浅川、砥川両部会からの報告を基にそれぞれダムあり、ダムなしの案の基本高水流量を設定することとし、費用等について財政ワーキンググループで試算し、次回の委員会へ報告する

- ・ダムあり案(ダム+河川改修) 浅川 450m³/s、 砥川 280m³/s
- ・ダムなし案(河川改修) 浅川 350m³/s、 砥川 200m³/s

19 第10回委員会(5月2日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川部会の経過報告
浅川及び砥川の治水計画案について

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水計画案について
浅川及び砥川の答申について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

次回委員会で森林及び利水ワーキンググループから3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告を行う
浅川のダムなし案の基本高水流量を330m³/sとする
各委員から浅川及び砥川の論点を提出し、次回委員会で議論する
「角間川」「駒沢川」の各部会を設置する。
「清川」「薄川」については、検討委員会で治水対策案を提示した後、部会を設置するかどうかを考える。
答申の起草委員を決定(宮地委員長、大熊委員、五十嵐委員、藤原委員、浜委員、松島(信)委員)

20 第11回委員会(5月9日)

1) 報告

森林、利水及び基本高水ワーキンググループから、3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告
財政ワーキンググループから、浅川及び砥川のダム+河川改修案、河川改修単独案について財政試算の報告
基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水・利水計画案について、答申に向け議論すべき論点を整理

3) 決定事項

答申に向け、次回「環境」等の論点について議論
基本高水等に関する質問について、次回までに国土交通省の見解を再度きいて報告
県議会の会派構成変更に伴い、次回から県政会県議団の風間辰一県議が新たに委員として就任することを了承

21 第12回委員会(5月17日)

1) 報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の経過報告
前回出された基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、さらに議論が必要な論点（基本高水・地質・森林・利水・治水）について審議

3) 決定事項

次回、国土交通省河川局長に出席を要請し、国の考え方を確認
次回、答申に向けさらに議論が必要な論点（財政、費用対効果、環境等）について審議した上、答申案の起草
角間川部会、駒沢川部会の部会長を決定

22 第13回委員会 (5月23日)

1) 報告

国土交通省から文書にて回答があり、その内容について報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、前回は引き続き、議論が不足している論点（基本高水、財政、費用対効果、環境等）について審議

3) 決定事項

答申作成に当たり重視する事項等を各委員が提出し、それらをもとに起草委員が答申案を作成のうえ、次回検討委員会で議論
清川、薄川については、幹事会が総合治水対策案を作成し、検討委員会に提出

23 第14回委員会 (6月7日)

1) 議事内容

浅川及び砥川の答申案について議論し、答申を作成

2) 決定事項

浅川及び砥川の総合的な治水・利水対策について、ダムによらない河川改修単独案及びそれに対応する利水案を答申
次回（第15回）の検討委員会を7月25日開催

24 第15回委員会 (7月25日)

1) 報告

県から、浅川、砥川に関する治水・利水対策の枠組みについて報告
3部会（黒沢川、郷土沢川、上川）の経過報告

2) 議事内容

検討委員会、部会のあり方について整理
幹事から、清川、薄川の現況等について説明し、今後の検討の仕方を議論

3) 決定事項

清川、薄川については、検討委員会委員による小グループにより検討を進める。
駒沢川部会の部会長について、宮澤委員から藤原委員に変更することに決定
検討委員会及び部会の審議について、9月1日の知事選が終わるまで休止
次回（第16回）の検討委員会を9月17日開催

25 委員長及び部会長からの意見聴取（7月25日）

「角間川」「駒沢川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

26 角間川、駒沢川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募（8月12日～8月30日）

応募状況 角間川22名 駒沢川12名

選考結果 角間川11名 駒沢川10名を選定（10月10日）

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、
市町長あて依頼（8月12日）

角間川部会2名、駒沢川1名を決定（10月10日）

27 第16回委員会（9月17日）

1) 報告

3部会（黒沢川・郷土沢川・上川）からの報告

2小グループ（清川、薄川）からの報告

森林ワーキンググループから、清川、薄川、駒沢川について報告

事務局から角間川部会、駒沢川部会の特別委員の応募状況について報告

2) 議事内容

検討委員会のあり方及び今後のスケジュールについて審議

部会の再開について審議

3) 決定事項

部会の審議再開について決定

28 第17回委員会(11月5日)

1) 報告

10月31日付で浜委員が検討委員を辞任したことについて、事務局から報告
黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

基本高水、利水各ワーキンググループより角間川、駒沢川について報告
森林ワーキンググループより角間川について報告

2) 議事内容

清川について、小グループ及び財政ワーキンググループから報告があり、それに基
づき議論。河川改修により治水を行う方針を確認

検討委員会と部会は検討課題をやり取りしながら議論を深めていくことを確認

3) 決定事項

次回は12月6日(金)、次々回は12月25日(水)に開催することを決定

29 第18回委員会(12月6日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

清川、薄川の小グループでの審議状況について報告

財政ワーキンググループ座長より、郷土沢川、上川の財政試算について報告

2) 議事内容

上川部会長から基本高水、住民参加等に関する課題が提起され、質疑と議論

財政ワーキンググループ座長から県の財政状況等に関する問題が提起され、議論

3) 決定事項

県の「財政改革推進プログラム(案)」について、次回、財政改革課に説明を求め
ることを決定

30 第19回委員会(12月25日)

1) 報告

角間川・駒沢川部会の審議状況について報告

上川部会及び郷土沢川部会の審議結果について各部会長から報告。

2) 議事内容

財政ワーキンググループより、黒沢川・薄川の財政試算について報告と議論

薄川小グループの審議経過について、事務局、幹事会より報告と議論

県財政改革課による「財政改革推進プログラム(案)」の説明と質疑

3) 決定事項

上川、郷土沢川については、部会報告をもとに今後検討委員会において審議
薄川の治水対策は、河川改修を基本方針とすることを確認

31 第20回委員会(平成15年1月15日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

利水ワーキンググループから、「利水問題の審議を進めるにあたって」の提言があり議論

脱ダム債、長野モデル創造枠予算について質疑

薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

薄川の公聴会開催のための資料を次回審議

32 第21回委員会(1月23日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

暫定豊水水利権について幹事から説明があり審議

前回に続き、薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

上川については、ダムによらない対策を基本に答申作成に入ることとし、起草委員6名(宮地委員長、五十嵐委員、石坂委員、植木委員、高田委員、松島(信)委員)を選任

薄川については、2月22日に公聴会を開催することを確認

33 第22回委員会(2月4日)

1) 報告

幹事より、治水・利水対策推進本部の方針について説明するとともに、長野モデル創造枠の中で、「流域協議会」設置経費を要求中であることを報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

黒沢川部会長より、河川改修及び遊水地による治水と、黒沢川の表流水及び地下水利用等による利水の、「ダムによらない対策案」を部会報告としてまとめる旨の報告

2) 議事内容

郷土沢川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

両論併記により部会報告が提出されている郷土沢川について、今後「ダムなし案」の方向で検討していくことを確認

34 清川流域公聴会(2月8日)

委員会が示したダムによらない治水・利水対策案について、7名が意見を公述。

35 第23回委員会(2月14日)

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

財政ワーキンググループより角間川の財政試算について報告

2) 議事内容

清川流域公聴会の実施状況について報告と質疑

黒沢川部会の審議結果について報告と質疑

郷土沢川の治水・利水対策について、引続き審議

3) 決定事項

清川について、河川改修による治水対策により答申作成に入ることとし、起草委員6名(宮地委員長、大熊委員、風間委員、高橋委員、竹内委員、松島(信)委員)を選任

郷土沢川について、ダムによらない対策を基本として答申作成に入ることとし、起草委員6名(宮地委員長、植木委員、竹内委員、松岡委員、松島(貞)委員、松島(信)委員)を選任

36 第24回委員会(2月21日)

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

事務局から、平成15年度当初予算案として県議会2月定例会へ提出した「治水・利水対策推進事業」について報告し、質疑

県の治水・利水治水対策推進本部から、水道水源確保に係る県の支援策について報告

2) 議事内容

上川の答申(案)が提出され審議

黒沢川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

上川の答申(案)が了承され、今後、欠席委員に意見を聞いた上、知事へ答申することを確認

37 薄川流域公聴会(2月22日)

委員会でもとめたダムによらない治水対策案について、14名が意見を公述